令和3年3月18日

第1回多度津町議会定例会会議録

- 1、招集年月日 令和3年3月18日(木) 午前9時00分 開議
- 1、招集の場所 多度津町役場 議場
- 1、出席議員

1番	村井	勉	2番	門	秀俊
3番	天野	里美	4番	兼若	幸一
5番	中野	一郎	6番	松岡	忠
7番	金井	浩三	8番	村井	保夫
9番	小川	保	10番	古川	幸義
11番	隅岡	美子	12番	渡邉氵	美喜子
13番	尾崎	忠義	14番	志村	忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町		長	丸尾	幸雄
副	町	長	秋山	俊次
教	育	長	三木	信行
会計	*管理	!者	山下	佐千子
町長	公室	長	山内	剛
総發	課長	:	神原	宏一
政策	観光	課長	河田	数明
税務	5課長	:	泉	知典
住民	上 環境	課長	石井	克典
高齢	者保	:険課長	多田羅	勝弘
健康	福祉	課長	富木田	笑子
建設	課長	:	三谷	勝則
産業	課長	:	谷口	賢司
消防	長		阿河	弘次
教育	課長	•	竹田	光芳

1、議会事務局職員

 事務局長
 森
 泰憲

 書
 記
 前原
 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開 会 午前9時00分

議長(村井 勉)

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 松岡 忠 君、14番 志村 忠昭 君を指名いたします。

日程第2. 委員長報告を行います。委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願いします。

3月10日に開催されました総務教育常任委員会の結果につい

て、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、

金井 浩三 君。

総務教育常任委員会委員長(金井 浩三)

皆さん、お早うございます。

令和3年3月10日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第13号 令和2年度多度津町一般会計補正予算(第7号)。

議案第14号 令和2年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第4号)。

議案第15号 令和2年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算 (第2号)。

議案第16号 令和2年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第4号)。

議案第17号 令和2年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第3号)。

議案第18号 令和2年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算(第 1号)。

議案第19号 令和3年度多度津町一般会計予算。

議案第20号 令和3年度多度津町特別会計国民健康保険予算。

議案第21号 令和3年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算。

議案第22号 令和3年度多度津町特別会計公共下水道予算。

議案第23号 令和3年度多度津町特別会計介護保険事業予算。

議案第24号 令和3年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算。 審議結果。

議案第13号から議案第24号までについて、委員、傍聴議員より、

- 一つ、鳥獣被害防止対策支援事業の60万円増額補正は奨励金だと思うが、イ ノシシの捕獲頭数が増えたことによるものなのか。多度津高校で作成 している箱ワナは何基なのか。
- 一つ、企画費の「地域内外のつながり強化・関係人口創出事業」委託料 1,300万円の説明をしてもらいたい。
- 一つ、緊急 学生支援給付金の支給対象者は700名で総額2,100万円を計上していたが、750万円の減額をする要因は何なのか。
- 一つ、都市構造再編集中支援事業費を4,055万円減額して、繰越が1億4,701万 8千円とあるが、内容を教えてもらいたい。
- 一つ、成人式レンタル衣装キャンセル料助成金800万円の補正があるが、内訳を教えてもらいたい。なぜこういう状況になったのか理由を説明してもらいたい。
- 一つ、教育振興費の情報通信ネットワーク環境整備委託料2,700万円を減額しているが、内訳を教えてもらいたい。また、タブレット購入などは完了したのか。
- 一つ、繰越明許費の内容の説明をしてもらいたい。
- 一つ、介護予防サービス等諸費の福祉用具購入費93万6千円と住宅改修費 417万2千円の増額補正があるが、内容を説明してもらいたい。住宅改 修をしたのちに住宅を転居すれば、2回目も給付できるのか。
- 一つ、介護予防福祉用具と住宅改修の対象者は何人いるのか。
- 一つ、現年課税分の均等割で資本金等が50億円を超え、従業者数が50人を超える6法人とあるが、どの法人なのか。資本金等の「等」は何なのか。 この表記では誤解を招く恐れがあるので、今後は考慮してもらいたい。
- 一つ、法人町民税の法人税割が1億715万円で前年と比べて落ちているが、新型コロナの影響を考慮したものなのか。
- 一つ、固定資産税の滞納繰越分が2,400万円と前年と比べて上がっているが、 見解を説明してもらいたい。
- 一つ、環境性能割の現年課税分が180万円と前年と比べて下がっているが、説明してもらいたい。
- 一つ、課税標準額が前年と比べて上がっているが、説明をしてもらいたい。
- 一つ、環境性能割交付金が500万円と前年と比べて下がっているが、説明してもらいたい。

- 一つ、パーク&ライド駐車場使用料が前年と比べて187万円程度 下がっているが、庁舎建設によるものなのか、新型コロナの影響によるものなのか。
- 一つ、土木費国庫補助金の民間危険ブロック塀撤去支援事業費補助金がなく なっているが、必要がないと判断したのか。
- 一つ、地方消費税交付金が4億8千万円と前年と比べて下がっているが、説明 してもらいたい。
- 一つ、多度津町に新しく進出した企業に対する優遇税制は、通常の課税に移 行する時期だと思うが、どういう状況になっているのか。
- 一つ、庁舎建設や都市公園の整備、駅前の整備などで3年度の当初予算が 130億円超となっているが、削減できるものは削減してはどうか。
- 一つ、テーブルマーク多度津工場が閉鎖になるが、従業員の雇用や税収減な どは、どの程度の影響があるのか。
- 一つ、財政調整基金繰入金を9億2,037万8千円計上しているので基金の残りが 7億2,500万円になると思うが、新規事業は当分しないのか。また、予 算を切り詰めて基金を増やしていく考えはあるのか。
- 一つ、様々な基金があるが、何年も動いていない基金は見直しをしないの か。
- 一つ、地域おこし協力隊員報酬が408万4千円と10万円増額しているのは期末 手当ということだが、説明してもらいたい。
- 一つ、ふるさと納税推進事業パートナー事業者負担金が、前年の8,750万円から1億2,250万円に増額しているので説明してもらいたい。
- 一つ、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の報償費で医師等手当てが 299万円計上されているが、これで足りるのか。
- 一つ、昨年度までは労働費の勤労者福祉資金貸付金1,500万円が計上されていたが、3年度に計上していない理由を説明してもらいたい。
- 一つ、長期債償還元金が9億7,364万2千円と前年から3,959万8千円増となっており、長期債償還利子が4,085万8千円と前年から833万2千円減となっている。借り換えなどをしていると思うが、理由を説明してもらいたい。
- 一つ、総務管理費の公用車購入費は、運転ボランティア事業のためのものな のか。
- 一つ、奨学金で172万8千円を計上しているが、何名分なのか。また、将来的 に返済が必要になるのか。
- 一つ、庁舎建設費の建設工事関連委託料9,708万7千円の内訳を説明してもらいたい。また、工事以外の事務的経費は計上しているのか。

- 一つ、児童保育費の保育士就職一時金を100万円から50万円に減額しているが、2年度には就職一時金を何名に支給したのか。そのうち、新卒者は何人なのか。また、保育士確保対策補助金の支給を受けていても保育士就職一時金は重複して受給が可能なのか。
- 一つ、土木費の土地購入費で2,580万円を計上しているが、倉庫棟のものなのか、付属棟の2階が倉庫となっているので説明してもらいたい。
- 一つ、雑入のバナー広告で掲載料が6万円計上されているが、幸見通りの連絡 通路にも広告募集をして収入増を考えるべきでないか。
- 一つ、資源ゴミの販売収入が前年の800万円から600万円に減額しているが、 この傾向は続くのか。
- 一つ、タバコ税が前年より400万円増額しているが、増加傾向にあるのか。
- 一つ、移住・定住促進事業補助金1,190万円の説明をしてもらいたい。また、 どこの地区を対象にしているのか。
- 一つ、港湾建設費の高見港浦地区船揚場整備事業の概要を説明してもらいたい。「ハクセンシオマネキ」については、今後検討していくのか。
- 一つ、合田邸の保全と利活用促進事業検討支援業務委託料700万円について説明をしてもらいたい。
- 一つ、多面的機能支払は農振地域だけで農振地域外には該当しないのか。農振地域は池の掃除等をすると多面的機能で日当が出るが、農振地域外にも同様に日当が出るようにしてもらいたい。
- 一つ、農業振興費は前年に比べて2,500万円程度増えているが、新しくイチゴ 生産者が出来ても多度津にはイチゴ部会がないので、どこの部会に入 り、どこの指導を受けることになるのか聞きたい。
- 一つ、教育費奨学金118万8千円についての内容を説明してもらいたい。予定 人数を超える場合は、予算の対応をお願いしたい。
- 一つ、オリーブ生産拡大加速化事業補助金231万3千円が計上されているが、 オリーブの新品種に対するものなのか。
- 一つ、地域猫活動支援事業補助金が189万円と前年より多くなっているので、 説明をしてもらいたい。
- 一つ、議会費を42万円程度減額しているが、その詳細の説明をしてもらいた いタブレット端末については、議員も執行部と同様の利用状況なの で、議員負担はなくすように考慮してもらいたい。
- 一つ、保育士就職一時金や保育士確保対策補助金のように民間企業が社員を 雇うことに公金を支出するのは、公共性があるという認識で良いの か。「こども園」に移行するような考えはあるのか。
- 一つ、防犯灯設置補助金が100万円計上されており、古い防犯灯からLEDの防

犯灯に変わっているが、どれくらいの補助があるのか。

- 一つ、消防施設費で1億6,610万円が計上されているが、説明をしてもらいたい。
- 一つ、小学校費の教育振興費で外国語指導助手人材派遣事業1,079万2千円が 計上されているが、説明をしてもらいたい。
- 一つ、町広報に無料相談の予定が掲載されており、弁護士対応の高齢者相談 の時に若い人が断られたという話を聞いたが、高齢者相談と限定せず に誰でも無料相談に応じてもらえるようにしてもらいたい。
- 一つ、国保会計の一般被保険者療養給付費負担金が前年より5,300万円増額して16億5,300万円になっている。被保険者の数が徐々に減少しているにも関わらず、負担金が上がるのはどうしてなのか。糖尿病などの重症化予防対策として、特定健診などの啓発活動をどのようにしていくのか説明してもらいたい。
- 一つ、国保にはコロナをはじめ、感染の疑いのある被用者に対して、自治体が傷病手当金を支給する場合、国が財政支援をする特例措置があるが、対象者は被使用者のみであり、事業主を傷病手当や傷病見舞金等の対象にするという考えはないのか。
- 一つ、下水道費の建設工事関連委託料が4,850万円と前年から3,712万5千円増額しており、工事請負費が2億2,070万円と前年から5,841万8千円増額しているが、内容を説明してもらいたい。また、最近は減少傾向にあった長期債償還元金が5億8,401万3千円と前年から374万4千円増加に転じている要因及び償還金利子が前年から981万9千円の減額になった理由を説明してもらいたい。
- 一つ、葛原大木の高水親水公園への再生水を停止する方針と聞いているが、 一部が反対して停止できないという話があるのは、どうなっているのか。
- 一つ、介護保険会計の介護予防普及啓発事業委託料1,443万2千円の内訳を説明してもらいたい。
- 一つ、介護保険会計の地域密着型介護サービス給付費が前年から1億4,384万 4千円増額になっており、また、施設介護サービス給付費も前年から 3,546万1千円増額になっているが、内容を説明してもらいたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、鳥獣被害防止対策の増額補正はイノシシの捕獲頭数が昨日現在で168頭 と昨年度よりも大幅に増えているためであり、歳入も県補助金で60万 1千円の補正をしている。多度津高校で作成している箱ワナは2基で、 軽量化しているので島嶼部で利用する予定である。

- 一つ、臨時交付金を活用して、「町のコイン」という町内外の人の繋がりを 強化するためにボランティア等に対して町内の店舗で特典が受けられ る仮想のコインを付与するシステムを構築する委託料である。
- 一つ、緊急学生支援給付金は統計上の700名で2,100万円を計上していたが、 実際の支給が444名であったために不用額を減額するものである。
- 一つ、都市構造再編集中支援事業の減額は、不動産鑑定委託料、駅前広場測量設計業務委託料、建設工事関連委託料、建設工事費など事業費が確定したものの減額であり、繰越になるのは別案件の用地買収に係る業務委託料、建設工事関連委託料、町道などの土地購入費、モニュメント製作業務委託料、工事費などである。
- 一つ、レンタル衣装キャンセル料助成金は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から2日前に急遽延期することを決定したための措置であり、他市町の例を参考に10万円の80人分で計上している。アンケート調査ではキャンセル料の平均が男性で6万円、女性で17万円であった。
- 一つ、教育振興費の減額は、ギガスクール構想のネットワーク構築が完了したことによる執行残である。タブレットは、まだ学校には納入されていないが、4月中旬を目安に使用できるようにしたい。
- 一つ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した非接触型の機器や会議システム構築などと空調設備を整備する事業、及び延期した小学校の改修事業やコロナ終息後の観光用関連事業と出産育児給付金や地籍調査、各種の土木事業などである。
- 一つ、介護予防福祉用具購入と住宅改修は要支援1・2の人への給付費であり、ポータブルトイレや入浴用イスが介護予防福祉用具に該当し、手摺りの設置や段差解消などが介護予防住宅改修に該当するが、限度額が20万円になっている。住宅改修後に住宅を転居すれば、2回目も給付可能であり、介護度が急に3段階あがっても可能である。
- 一つ、令和元年度実績で居宅介護福祉用具は64件で今年度は66件、居宅介護 住宅改修は59件、今年度は53件となっている。令和元年度実績で介護 予防福祉用具は31件、今年度は45件、介護予防住宅改修は51件、今年 度は56件となっている。
- 一つ、資本金等が50億円を超え、従業者数が50人を超える法人は、今治造船、川田工業、テーブルマーク、マックスバリュー西日本、JR四国、四国化成工業である。資本金等の「等」には準備金も含まれるが、表記については、近隣市町を参考に考えたい。
- 一つ、新型コロナの影響を考慮したものではなく、法人税割の税率が一昨年 の10月から12.1%から8.4%に下がったことにより、5千万円程度の減

額を見込んだものになっている。

- 一つ、固定資産税の滞納繰越は例年500万円ぐらいであるが、新型コロナの影響により複数の企業から納期限延長の申請があったことによる増額である。
- 一つ、環境性能割は従前の軽自動車の取得税に当たるもので、景気悪化を見 込んだものになっている。
- 一つ、課税標準額が上がったのは、田畑が減少して宅地が増えたことや企業 の償却資産の増資が主なものである。
- 一つ、環境性能割交付金は普通車に対する交付金であり、県から示された見 込額から算出して計上している。
- 一つ、パーク&ライド駐車場使用料は、庁舎建設により駐車台数が減少して おり、新型コロナの影響で通勤や旅行客が減少していることも考慮し て計上している。
- 一つ、民間危険ブロック塀撤去支援事業費補助金がなくなったのは、国の制度が終了したことによるものである。
- 一つ、地方消費税交付金は県を通じて交付されるものであり、県から示され た見込額から計上している。
- 一つ、税制の優遇措置としては償却資産等の3年間分の減額措置があるだけで、規定を満たす企業3社に対しては固定資産税を納めてもらったあとに助成金として返す制度があるので4,270万円を計上している。
- 一つ、3年度予算は役場庁舎とホール棟の工事費を含んで大幅に膨らんでいるが、庁舎建設が一段落したのちは財政調整基金を積み立てながら、常に財政健全化やプライマリーバランスを考えて行政運営をすることとしている。
- 一つ、テーブルマーク多度津工場の閉鎖によっても建物は残るので、固定資産税は変わらず法人町民税均等割部分も変わらない。減収は100万円から200万円程度と考えており、従業員は全て中央工場で働くことになっている。
- 一つ、財政調整基金は15億円程度が必要だと思っているが、安心安全への公共投資が終わるので、今後は財政状況を考えながら幼稚園の適正配置などに取り組みたい。また、決算の段階になると実際の基金取崩し額は予算額よりも減少するので、年度末の収支状況を見ながら、できるだけ取崩し額を抑えて財政調整基金を減少させないように大規模事業を控えるなど経常的な歳出削減を目指した財政運営をしたい。
- 一つ、原資が交付税である特定目的基金については、国の指示がなければ取 崩しはできない。

- 一つ、地域おこし協力隊員も今年度から会計年度任用職員となったので、期 末手当を支給することとなった。
- 一つ、ふるさと納税推進事業パートナー事業者負担金は、ふるさと納税額を 基準とするため、3年度は寄附想定を3億5千万円として35%で算出した ものを計上している。
- 一つ、新型コロナウイルスワクチン接種に関しては、予算編成時には国の計画が決まっていなかったため、とりあえずの額を計上したものであるが、費用は全て国の負担であり実績に基づいて交付申請をするので、 随時、補正で対応したい。
- 一つ、勤労者福祉資金貸付金は労働金庫の預託金であるが、金利が市中銀行 よりも高くて利用見込みがないため、3年度から削除した。
- 一つ、長期債償還金は白方小学校改築の元金や臨時財政対策債の大きな起債 の元金の償還が始まったことにより増えている。毎年3月下旬から4月 初旬にかけては10億円程度を一時借入金として借入れているが、3年度 は当初から新庁舎整備の多額の資金を要するので、起債の借入れが可 能になる5月下旬までの資金繰りのために一時借入金が増えることを想 定して利子を増額している。
- 一つ、公用車購入費は通常の公用車が老朽化したため更新するもので、運転ボランティア事業のものは、介護保険会計で地域活動支援事業委託料に182万1千円を計上しており、社会福祉協議会に委託して車両はリースすることにしている。
- 一つ、奨学金の172万8千円は貸付金で大学生4名を予定しており、返済が必要 になる。
- 一つ、建設工事関連委託料の内訳は新庁舎建設工事管理業務1,122万7千円、 倉庫棟建設工事基本・実施設計業務800万円、新庁舎議場システム等整 備業務6,961万円、新庁舎出退勤管理システム整備業務825万円であ る。また、備品購入費で庁用備品と什器備品を計上している。
- 一つ、保育士確保対策補助金は、保育所が新たに保育士を確保するために派遣会社などへの人材手配に要する手数料を想定している。補助率は2分の1で、上限50万円の10人分を計上している。保育士就職一時金は保育士個人への支給で2年度に5人へ支給しており、新卒者は2人である。3年度も5人を見込んでいるが、多くなれば補正で対応したい。
- 一つ、当初の計画では倉庫棟は職員駐車場用地内で建設予定であったが、相続の関係で必要面積を確保できなかったため、水防用の機器などを収納する平屋建ての倉庫350㎡程度が建設可能な用地を別の場所に取得する概略の予算を3年度の庁舎建設費に計上している。また、付属棟の

2階は書庫としている。

- 一つ、連絡通路のバナー広告募集は、前向きに検討したい。
- 一つ、資源ゴミの販売単価は下がっており、布類はまだ引き取ってもらえるが、引き取ってもらえないものもあるので、厳しい状況になっている。
- 一つ、タバコは5年連続で値上がりしているので販売本数は減少しているが、 タバコ税は増税されており、微増で推移している。
- 一つ、移住・定住促進事業の内訳は、空き家改修支援事業補助400万円、移住 促進家賃等補助90万円、空き家等を活用した地域創生事業補助300万 円、テレワーク促進等空き家改修補助400万円となっている。対象地区 の指定はしていないが、移住促進家賃補助のように香川県に3年以上居 住して多度津に住民票を移した世帯というような要件はある。
- 一つ、船揚場整備は漁協からの要望により、社会資本整備総合交付金を活用して漁船の大型化や施設の老朽化に対応するために浦地区の入り江に整備するもので、昨年の決定通知を受けて測量・設計・地質調査を発注し、3年度に埋め立て工事をして、4年度に斜路を施工する計画である。予定地には絶滅危惧種の「ハクセンシオマネキ」という蟹がいるが、学識経験者の意見を参考にして別の生息地域への移植を検討している。
- 一つ、合田邸の委託関係予算は、コーディネーターの多田善昭建築設計事務 所への委託業務、建物構造調査業務、検討委員会での結果を受けて建 物をどういう風に修繕するのかを検討するためのものである。
- 一つ、多面的機能の支払いを農振地域外に広げることは現時点ではないが、 それに代わる水路や農道の修繕などは、土地改良区を通じて各水利総 代からの要望を取りまとめた上で、財政当局と補助金の上乗せを協議 して農振地域外の修繕予算をつけるようにしたい。手当に関しては他 県や他市町の状況も含めて研究したい。
- 一つ、イチゴ栽培を予定している生産者は、丸亀のイチゴ部会に所属して指導を受けることになるが、町としても支援するように取り組んでいく。
- 一つ、高校生に給付する第1種の奨学金であり、毎月9,900円を1年生5人、2年生3人、3年生2人に支給予定である。条例では5人以下となっているが、申請状況によっては別途対応することも考えている。
- 一つ、オリーブ関連の補助金は毎年支出しているが、前年よりも50万円減額 となっているのは、植栽面積が減少したことによるものである。
- 一つ、香川県の地域猫活動支援事業は、要綱が改正されて補助が3年で打ち切

- りとなったが、3年を超える2地区についても事業を継続させるために 町単独の助成をして合計7地区に27万円づつの補助を計上している。
- 一つ、議会費については、地方議会議員年金制度の廃止に伴う負担金が87万 7千円の減額で、議事録作成業務が14万1千円の増額となっている。タ ブレット端末の議員負担に関しては、次年度からは考慮したい。
- 一つ、保育士就職一時金などは町内の保育所が全て私立という特殊性がある ので、待機児童増加に対応するために補助金の交付で措置することと した。待機児童が慢性的になれば、幼稚園の適正配置事業を考える中 で「こども園」も選択肢として考えたい。
- 一つ、防犯灯についてはLED化するものも含めて、1基12,500円の補助となっているが、自治会を通じた補助申請は増えている。
- 一つ、消防施設費はブレーキ系統の故障が発生している救助工作車と老朽化 した消防団第4分団の消防ポンプ車の更新であり、緊急防災減災事業債 の活用が可能となる基準を充たす仕様での予算を計上している。
- 一つ、外国語指導助手人材派遣事業は、小学校における外国語指導助手の派 遣の委託料であり、インタラックという会社に委託している。
- 一つ、広報に掲載している「高齢者の弁護士無料相談」は、老人福祉費で社 会福祉協議会に委託している事業なので、高齢者に限定されている。
- 一つ、国保の被保険者数が減少しているにも関わらず給付費が増えているのは、1人当たりの給付費が上がっているということなので、高度医療が主なものと考えている。糖尿病などの重症化予防のための特定健診勧 奨等の啓発活動は来年度以降に取り組みたいと考えている。
- 一つ、傷病手当金などについては、国の通知に基づいて行なっており、町としては国が示す一定のルールに則って行ないたいと考えているので、 事業主が対象外ということは、理解してもらいたい。
- 一つ、下水道の建設工事関連委託料は、堀江雨水第3幹線の積算業務と新町 排水ポンプ場の耐震補強及び改築の詳細設計が含まれているので増額 になっている。工事請負費の増額は堀江雨水第3幹線の変更工事に伴う ものである。長期債償還元金の増額については、主には雨水対策事業 に係るものであり、償還金利子の減額については、毎年の償還を続け ていることによるものである。
- 一つ、高水親水公園の再生水を一斉に停止すると農業用水が不足するという 懸念の声があるため、噴水側は停止して、池は減水して様子を見ると いうことで地元と調整している。
- 一つ、介護予防普及啓発事業として運動機能向上教室や認知症予防教室など を地域包括支援センターへ委託しており、事業の人件費として753万

8千円、事務費として478万2千円、事業費211万2千円となっている。

一つ、地域密着型介護サービス給付費が増額になっているのは、昨年に出来 た町内の2施設が3年度からフル稼働することによるものであり、施設 介護サービス給付費が増額になっているのは、自然増である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第13号から議案第24号までについては、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他7件の報告があった。以上です。

議長(村井 勉)

これをもって、総務教育常任委員会委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3月10日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、尾崎 忠義 君。

建設産業民生常任委員会委員長(尾崎 忠義)

令和3年3月10日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり、 報告をいたします。

審議事項。

議案第1号 多度津町介護保険条例の一部改正について。

議案第25号 工事請負変更契約の締結について。

議案第26号 多度津町道の路線変更について。

議案第27号 字の区域の変更についての4議案についてであります。

審議結果。

議案第1号及び議案第25号から議案第27号までについて委員、傍聴議員より、

一つ、町道425号線は駅の跨線橋だと思うが、緊急避難路がなぜ町道と認定されるのか説明をしてもらいたい。道路幅が狭いのに町道認定をしたのは、修繕等の場合に予算がとりやすいからなのか。

その他意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、跨線橋を緊急避難路として維持するには、通常の橋梁と同様に5年に 1回の点検を行なうなどの補助メニューを活用できる町道として管理す ることが一番有利なので町道認定をしている。道路幅員の規格には合 わないが、構造上は跨線橋として町道にしている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号及び議案第25号から議案第27号までについては、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他1件の報告がありました。以上です。

議長(村井 勉)

これをもって、建設産業民生常任委員会委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3月10日に開催されました総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、金井 浩三 君。

総務教育常任委員会委員長(金井 浩三)

令和3年3月10日に開催した総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の結果を次のとおり、報告します。

審議事項。

議案第2号、多度津町放課後児童クラブの指定管理者の指定について。

議案第3号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定について。

議案第4号、多度津町生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)の指定管理者の指定について。

議案第5号、多度津町介護予防拠点施設(四箇地区いきがい健康館)の指定 管理者の指定について。

議案第6号、多度津町都市公園の指定管理者の指定について。

議案第7号、多度津町公民館の指定管理者の指定について。

議案第8号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定について。

議案第9号、多度津町立資料館の指定管理者の指定について。

議案第10号、多度津町民会館の指定管理者の指定について。

議案第11号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について。

議案第12号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定について。

審議結果。

議案第2号から議案第12号までについては、本連合審査会として原案を可決しました。以上です。

議長(村井 勉)

これをもって、連合審査会委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第3. 議案第1号、多度津町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第4. 議案第2号、多度津町放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第5. 議案第3号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定についてを議 題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第6. 議案第4号、多度津町生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第7. 議案第5号、多度津町介護予防拠点施設(四箇地区いきがい健康館)の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第8. 議案第6号、多度津町都市公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第9. 議案第7号、多度津町公民館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第10. 議案第8号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第11. 議案第9号、多度津町立資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第12. 議案第10号、多度津町民会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第13. 議案第11号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第14. 議案第12号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定について を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第15. 議案第13号、令和2年度多度津町一般会計補正予算(第7号)を議 題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第16. 議案第14号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算 (第4号) を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第17. 議案第15号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療 所補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第15号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第18. 議案第16号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道補正予算 (第4号) を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第16号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第19. 議案第17号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算 (第3号) を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第17号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第20. 議案第18号、令和2年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第18号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第21. 議案第19号、令和3年度多度津町一般会計予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

13番、尾崎忠義でございます。私は、令和3年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、議案第19号、令和3年度多度津町一般会計予算について次の点で反対討論をいたします。この令和3年度一般会計予算には、特別対策としての同和予算が合計213万8千円含まれており、従ってこの金額は「子どもの医療費18歳(高校卒業)までの無料化」を拡大することや「インフルエンザの予防接種の対象年齢の引き上げ、助成も18歳まで拡大をし、助成額も引き上げる」ことに使うなど、改善すべき点があるので、議案第19号、令和3年度多度津町一般会計予算については、反対をいたします。以上。

議長(村井 勉)

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長(村井 勉)

有難うございます。起立多数です。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第22. 議案第20号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第20号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第23. 議案第21号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療 所予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第21号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第24. 議案第22号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題 といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第22号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第25. 議案第23号、令和3年度多度津町特別会計介護保険事業予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第23号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第26. 議案第24号、令和3年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を 議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第24号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第27. 議案第25号、工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第25号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第28. 議案第26号、多度津町道の路線変更についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第26号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第29. 議案第27号、字の区域の変更についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第27号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第30. 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

なお、タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調

査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。これにて、令和3年第1回定例会を閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

閉 会 午前10時13分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令 和 3 年 3 月 1 8 日 第1回多度津町議会定例会

議 長

議員

議員

事務局長

書 記